

令和8年5月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和8年5月18日(月) 午後1時00分~午後1時35分
2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室2-4
3. 出席者 教育長及び委員
教育長 廣部 昌弘
委員 豊田 雅之
委員 中島 緑
委員 中村 和人
- 職 員
- | | |
|---------------|-------|
| 教育部長 | 安田 貴之 |
| 教育部次長兼教育総務課長 | 亀田 聡史 |
| 教育部次長兼文化課長 | 水越 学 |
| 教育部部参事兼学校教育課長 | 上田 真里 |
| 学校給食課長 | 佐川 純子 |
| 生涯学習課長 | 山下 理 |
| まなび支援センター所長 | 難波 秀和 |
| 学校給食センター所長 | 石井 紀幸 |
| 図書館長 | 北村 晴美 |
| 郷土博物館金のすず館長 | 松本 明子 |
| (会議事務局) | |
| 教育総務課管理係長 | 石井 靖宏 |
| 教育総務課副主幹 | 伊藤 浩之 |
4. 傍聴人数 1名(非公開案件1件)
5. 付議した事件 議案第10号 木更津市郷土博物館金のすず協議会委員の委嘱について
6. 報告事項 なし
7. その他 木更津市学校給食費管理規則の一部改正について
木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付要綱の制定
について
吾妻公園文化芸術施設の管理運営に係る基本的な考え方(案)
に対する図書館協議会意見要約等について
令和8年度教育費6月補正予算要求について

8. 議事大要

○廣部教育長

定刻となりましたので、令和8年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

渡部委員から欠席の届出がございましたので、報告いたします。

会議録署名人には、豊田委員にお願いいたします。また、前回4月定例会の会議録につきましては、中島委員と私とで、それぞれ確認、署名いたしました。

○廣部教育長

はじめに、本日の会議の開催にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定による会議の公開の可否につきまして、委員の意見を求めます。

本日、報告が予定されております「その他案件」の「令和8年度教育費6月補正予算要求について」は、木更津市教育委員会会議規則第12条第2号の「期日を指定して公表し、又は報道するもの」に該当いたしますので、非公開といたしたいが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○廣部教育長

それでは、ただいま申し上げました議案第10号につきましては、非公開に決定いたします。

○廣部教育長

次に、付議する事件でございますが、議案第10号「木更津市郷土博物館金のすず協議会委員の委嘱について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○亀田教育部次長

議案第10号「木更津市郷土博物館金のすず協議会委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し上げます。議案資料1ページをご覧ください。本議案は、欠員の生じている木更津市郷土博物館金のすず協議会委員について、博物館法第21条並びに木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例第15条の規定により、新たに委員を委嘱することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第12号の規定により、議決を得ようとするものでございます。今回、委嘱を予定している候補者は、任期中で退任した学校教育関係者の後任候補者で、任期は令和8年5月19日から前任者の残任期間である令和8年10月31日まででございます。なお、候補者の所属等につきましては、2ページの参考資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由の説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

<委員の質問・意見なし>

○廣部教育長

ご意見等がないようですので、採決に移ります。議案第10号「木更津市郷土博物館金のすず協議会委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○廣部教育長

賛成全員で、原案どおり決定いたしました。本日、付議いたしました事件の審議は、以上といたします。

○廣部教育長

次に、報告事項でございますが、本日の報告事項はございません。

続きまして、その他でございますが、はじめに、「木更津市学校給食費管理規則の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

○佐川学校給食課長

私からは、その他(1)「木更津市学校給食費管理規則の一部改正について」ご説明させていただきます。資料資料1ページから13ページが規則改正案、14ページ及び15ページが新旧対照表となっております。今回の改正は、本年4月から国による、公立小学校における学校給食費の抜本的な負担軽減事業、いわゆる給食費無償化が開始されたこと及び、それに伴い、第3子以降学校給食費無償化事業については、中学校のみが対象となったため、規則の一部改正を行うものでございます。資料14ページ及び15ページの新旧対照表でご説明いたします。第2条第3項、第3条第3項及び第5項につきましては、第3子以降無償化の対象を中学校のみに変更し、それに伴い、申出書の名称を変更するものです。次に、第7条につきましては、これまで、食物アレルギー疾患を持つ児童及び生徒に学校給食を提供する場合、例えば、牛乳アレルギーがある児童生徒に飲用牛乳のみを除去して給食を提供する場合などに、食材料費の費用を減額するときは、給食費の額及び各月期における徴収金額を別に定めることができることとしておりますが、こちらの対象に、食物アレルギー以外の疾患及び宗教上の規律等の理由により、特別な配慮が必要な児童及び生徒を追加するものでございます。最後に、附則の第2項、小学校における給食費実質無償化開始に伴い、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に実施する学校給食に係る給食費について、県の補助金の対象とならない、生活保護法に基づく教育扶助で給食費に関する支援を受けている児童を除き、児童の保護者から給食費を徴収しない旨の特例について、規定するものでございます。なお、この規則は令和8年4月1日から施行いたします。私からは以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

○豊田委員

国からの給食費無償化の補助があると伺ったが、補助の金額はいくらか。また、実際の給食費を上回る補助金の取り扱いはどうなるのか伺う。

○佐川学校給食課長

補助金は生活保護世帯を除く児童ひとりあたり月額5,200円であり、小学生の給食費は月額5,000円であるが、差額200円に関する補助金の返還は生じない。現在、小学生の給食は5,000円以上の経費がかかっており、給食費との差額は保護者の負担がないよう物価高騰の交付金を補填している。

○廣部教育長

他にご意見等がないようですので、この案件につきましては、以上といたします。次に、「木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付要綱の制定について」事務局から説明をお願いします。

○佐川学校給食課長

その他(2)「木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付要綱の制定について」ご説明させていただきます。資料は要綱案でございます。当該要綱は、本年4月から、いわゆる小学校給食費無償化が開始されたことに伴いまして、食物アレルギー等の理由により学校給食を喫食せず弁当を持参、または飲用牛乳の提供を受けない児童の保護者に対し、給食費の無償化の適用を受ける児童との公平性を図り、経済的負担を軽減するため、「木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金」を交付するにあたり、対象者や助成金額、手続き等、必要な事項を定めたものでございます。助成対象は、第3条に規定のとおり、木更津市立小学校に在籍しており、食物アレルギーその他の疾患及び宗教上の規律等の理由により、学校給食の全部を喫食せず弁当を持参している児童、弁当を持参し飲用牛乳のみ喫食している児童及び飲用牛乳を除去して給食を喫食している児童の保護者でございます。ただし、小学校給食費負担軽減事業の対象とならない、生活保護法に基づく教育扶助または学校教育法に基づく就学援助により給食費の支援を受けている保護者及び給食費の未納がある保護者は対象外といたします。

次に、助成金額は第5条第1項に規定するとおり、学校給食の全部を喫食せず弁当を持参する場合には給食費日額に弁当を持参した回数に乗じて得た額、弁当を持参し飲用牛乳のみ喫食している場合には給食費日額から飲用牛乳費用を控除した額に飲用牛乳のみ喫食した回数に乗じて得た額、飲用牛乳を除去して給食を喫食する場合には飲用牛乳費用に飲用牛乳を除去した回数に乗じて得た額をそれぞれ助成いたします。飲用牛乳費用は、各年度の飲用牛乳の契約単価に消費税及び地方消費税額を加算した額とし、算出

の結果小数点以下第2位未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた額といたします。
なお、令和8年度の単価は税込71.77円でございます。この要綱は令和8年4月1日
から適用いたします。私からは以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はござ
いますか。

○中村委員

補助対象のアレルギーは牛乳だけが対象になるのかを伺う。

○佐川学校給食課長

牛乳以外の食材の単価の算出ができないので、牛乳のみを対象としている。

○中村委員

牛乳以外の減額はないとのことですか。

○佐川学校給食課長

弁当持参が条件なので、牛乳以外は対象としていない。

○豊田委員

アレルギーの子どもたちは毎日弁当持参なのか、メニューによって弁当を持参するのかを
伺う。

○佐川学校給食課長

全部またはメニューによって弁当を持参しており、食べない分の給食費を返還している。

○豊田委員

細かい対応ができているとの理解でよろしいですか。

○佐川学校給食課長

保護者へ給食メニューの情報を提供して、アレルギー除去食をはじめ、細かい対応をして
いる。

○廣部教育長

他にご意見等がないようですので、この案件につきましては、以上といたします。次
に、「吾妻公園文化芸術施設の管理運営に係る基本的な考え方（案）に対する図書館協
議会意見要約等について」事務局から説明をお願いします。

○北村図書館長

図書館協議会の意見要約についてご説明いたします。本件は、吾妻公園文化芸術施設の管理運営に係る基本的な考え方案について、令和8年3月26日に開催しました図書館協議会において、企画部からの説明を受け、各委員の意見を要約したものでございます。なお、会議録につきましては、本日別途資料としてお配りしておりますので、ご参照ください。吾妻公園文化芸術施設に関連する部分の抜粋となっております。また、全文につきましては、市ホームページに掲載しております。説明は以上でございます

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

<委員の質問・意見なし>

○廣部教育長

ご意見等がないようですので、この案件につきましては、以上といたします。次に、「令和8年度教育費6月補正予算要求について」でございますが、非公開案件でございます。傍聴人の方は、退席をお願いいたします。

(傍聴人退席)

○廣部教育長

それでは、「令和8年度教育費6月補正予算要求について」事務局から説明をお願いします。

<事務局説明・質疑>

○廣部教育長

非公開案件が終了いたしました。傍聴人の入室をお願いします。

(傍聴人の入室なし)

○廣部教育長

その他、委員の皆様から総体的にご意見等ございますか。

<委員の意見等なし>

○廣部教育長

他にご意見等ないようですので、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議について、連絡をお願いします。

○事務局

次回、6月定例教育委員会会議につきましては、令和8年6月15日(月)午後1時から市役所朝日庁舎会議室2-4で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

○廣部教育長

以上をもちまして、令和8年5月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長
委 員